

令和6年8月1日

お客様 各位

奥田航平行政書士事務所
代表 行政書士 奥田航平

相談料 導入のお知らせ

拝啓 新涼の候、お客様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊所をご愛顧下さり、誠にありがとうございます。

さて、この度弊所では、物価高騰等による経費増大により、自助努力の限界を迎えつつあることから、下記の条件に当てはまる場合に限り、お客様から相談料を頂戴することといたしますので、ご案内申し上げます。

これにより、一部のお客様にご負担をお願いすることとなり、誠に心苦しいのですが、より一層相談対応の質を高め、これまで以上にお客様のお役に立てるよう尽力しますので、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

まずは取り急ぎご案内とお願いまで。

敬具

記

1.相談料を頂戴する条件について

以下の条件に該当する場合に、相談料を頂戴いたします。

【条件】

同一のお客様から、同一内容につき、2回以上ご相談いただいた場合

(来所相談、出張相談の別を問いません。出張相談における出張料は変更ございません)

詳しくは別紙をご参照下さい。

2.相談料の金額

- ① 金 1,100 円 (税込) …2 回目のご相談にて弊所とご契約いただいた場合
- ② 金 5,500 円 (税込) …①に当てはまらない 2 回目のご相談の場合
- ③ 金 11,000 円 (税込) …3 回目以降のご相談 (ご相談 1 回につき)

※ご相談の所要時間や曜日、時間帯による金額の増減はございません。

※お支払い方法は「現金のみ」となります。何卒ご了承願います。

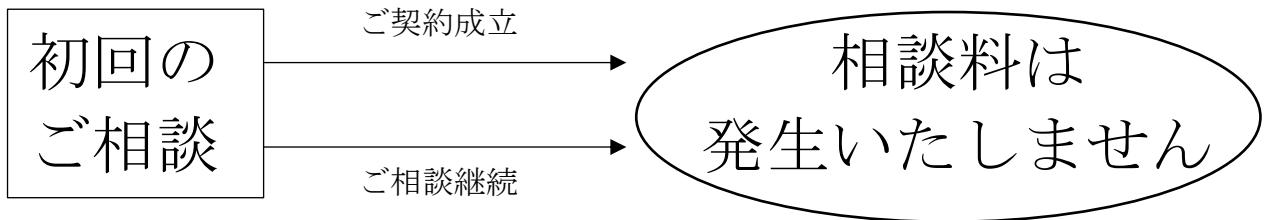
3.適用開始日

2024 (令和 6) 年 8 月 1 日

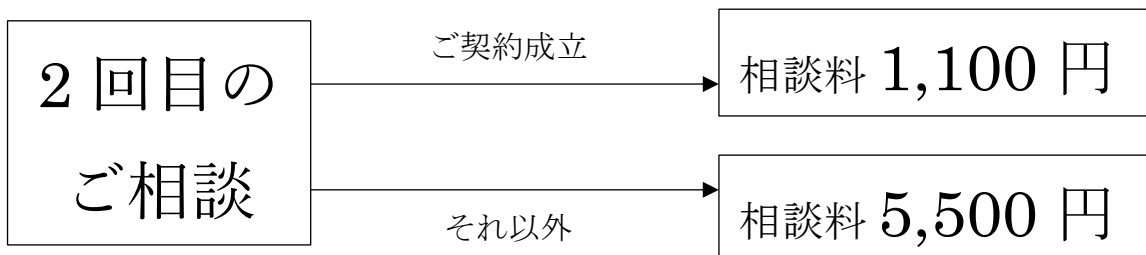
以上

別紙

相談料を頂戴するのは、同一のお客様からの、同一内容でのご相談につき、以下の条件に該当した場合となります。



※初回のご相談において「ご相談継続」となり、その後、2回目のご相談までの間に、弊所との契約をしない旨の意思表示をいただいた場合につきましても、相談料は発生いたしません。



※上表の「それ以外」とは、

- ア：2回目のご相談において、弊所との契約をしない旨の意思表示をいただいた場合
- イ：引き続きのご相談をご希望になり、3回目のご相談予約をされた場合のいずれかを指します。



※3回目以降につきましては、ご相談1回ごとに上記の料金が発生いたします。

弊所との間でご契約に至るか否かを問いません。

※出張相談における出張料につきましては、これまで通りとなります。

※来所相談における駐車場利用料（事前に駐車場の手配をご依頼いただいた場合）につきましても、これまで通りとなります。